

●香川県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年5月27日

香川県監査委員 木下典幸
同 大西均
同 五所野尾 恭一
同 都築 信行

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 令和3年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
検討指示事項	ア 旅費について 赴任旅費の構成要素である旧在勤公署から新在勤公署への移動旅費について、これまでの経緯を調査の上、関係部局と協議して、支給する赴任旅費の内容を検討されたい。（会計課）	ア 旅費について これまでの経緯を踏まえ、関係部局とも協議の上、新たに「赴任旅費事務処理要領」を定め、移動旅費を支給することとした。 なお、同要領制定日以降の赴任に係るものから、これに基づいた事務処理を行っているところである。